

廃棄物・リサイクル対策における経済的手法の活用に向けて
- その適用に伴う効果、実施上の留意点 -

平成12年12月

廃棄物・リサイクル対策における経済的手法の
活用方策の在り方に係る検討会

廃棄物・リサイクル対策における経済的手法の活用方策の在り方に係る検討会
委員名簿

(敬称略・五十音順)

座長	平岡 正勝	立命館大学エコ・テクノロジー研究センター長
副座長	飯野 靖四	慶應義塾大学経済学部教授
委員	大塚 直	学習院大学法学部教授
〃	加藤 三郎	特定非営利活動法人環境文明21代表理事
〃	小林 康彦	(財)日本環境衛生センター専務理事
〃	竹口 秀夫	神奈川県理事
〃	濱田 智生	三重県環境部長
〃	松田美夜子	リサイクルシステム研究家
〃	森田 恒幸	国立環境研究所社会環境システム部長
オブザーバー	太田 元	経済団体連合会参与
事務局	環境庁水質保全局企画課	

目 次

．はじめに	1
1．本検討会の目的	1
2．検討の視点	1
．廃棄物・リサイクル問題における経済的手法についての考え方	2
1．経済的手法が注目された背景	2
2．経済的手法の特質	3
3．経済的負担措置の利点	3
4．経済的負担措置の問題点として指摘されている事項	4
5．廃棄物・リサイクル対策における経済的負担措置	4
．経済的手法を巡る国際的な動向	5
1．国際的な動向の概観	5
2．米国における状況	9
3．イギリスにおける状況	11
4．フランスにおける状況	12
5．ドイツにおける状況	13
6．オランダにおける状況	14
7．デンマークにおける状況	15
．我が国における経済的手法の活用に向けた取組	17
1．我が国における廃棄物・リサイクル対策の現状	17
2．我が国における経済的手法を巡る動向	18
3．地方公共団体における廃棄物・リサイクル対策に係る経済的負担措置の取組事例	20
．廃棄物・リサイクル対策における経済的手法の具体的設計に際して必要な視点	26
1．税・課徴金	26
2．デポジット制度	32
3．排出量取引	36
．今後の課題	37

(参考1) 循環型社会形成推進基本法参照条文(第23条)

(参考2) 経済モデルを用いた将来予測

(参考3) 英国の埋立税の効果

(参考4) 砂利等採取税について

(参考5) 諸外国における廃棄物・リサイクル対策に関する経済的手法の活用例

(掲載なし)

．はじめに

1．本検討会の目的

平成 12 年 5 月、廃棄物・リサイクル対策を総合的・計画的に推進する基盤となる法律として「循環型社会形成推進基本法」が成立した。同法第 23 条では、第 1 項で経済的助成措置について、第 2 項で経済的負担措置について、それぞれ規定している。特に、経済的負担措置については、その導入による効果、我が国の経済に与える影響等を国が適切に調査・研究し、これをベースに国民の理解と協力を得るよう努めることと規定し、その導入に向けた道筋が明らかにされている（参考 1）。

この経済的負担措置については、循環型社会形成推進基本法案の国会審議でも多くの関心が寄せられるなど極めて重要な政策手法である。また、その一方で、経済的負担措置は国民に新たな負担を求める措置であることから、十分な検討と国民的合意を得ることが必要である。

また、経済的手法は、既存の社会システム、廃棄物処理体制、国民の廃棄物対策への意識、文化的背景などによってその効果が異なってくるため、諸外国の状況を調査しつつ、我が国において最も適切と考えられる形で、導入の前提条件、関係主体の役割と責務の明確化、国民への啓発活動の在り方などを整理し、その仕組みを検討する必要がある。

このため、環境庁では、本問題に知見を有する者からなる検討会を設置し、具体的な経済的負担措置を講ずる前提として、循環型社会形成推進基本法第 23 条第 2 項の趣旨にのっとり、主として、循環型社会形成のための経済的負担措置の内外の活用実態や、その適用に伴う効果、実施上の留意点を調査・研究し、その結果を体系的に整理することとした。

2．検討の視点

この検討会では、平成 13 年 1 月の中央省庁再編に伴い環境省が設置され、廃棄物・リサイクル対策を一体的に実施する新たな体制が整備されることを見据え、年内に上記論点を体系的に整理し、これを新体制に引き継ぐとともに、循環型社会形成推進基本計画の議論のベースとして活用できるように取りまとめることを念頭に置いて、検討を行った。

今後、この検討結果を踏まえ、廃棄物・リサイクル対策に係る経済的手法についての国民的な議論が更に深まることを期待する。